



ICRI 総会 2005(3) 議事概要

国際サンゴ礁イニシアチブ (ICRI)
総会
2005 年 4 月 25 - 27 日 マヘ (セイシェル)

議事概要

ICRI 事務局作成

重要論点

イギリス/セイシェル事務局による第 3 回 ICRI 総会が 2005 年 4 月 25 - 27 日にセイシエルのマヘ島で開催され、ロルフ・ペイエット (セイシェル) とロバート・カンニング (イギリス) が共同議長を務めた。

新たに加わった 3 団体を加え、計 75 の ICRI メンバーが ICRI の 10 周年記念会議に出席した。次回の ICRI 総会は 2005 年 10 月 31 日に予定され、次期事務局の日本とパラオの共同議長によりパラオのコロールにて開催される。

採択された決議事項および合意された活動事項の概要

決議事項

1. 2 つの決議事項が採択された。
 - (i) 改訂版・ICRI 運営管理手順に関する決議
 - (ii) 人為的サンゴ礁回復・リハビリテーションに関する決議

合意事項

2. 出席者は、以下について合意した：
 - (i) ICRI 「地域活動のためのグローバルヴィジョン」の声明
 - (ii) 地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク (GCRMN) が、2004 年 12 月 26 日に起きたインド洋津波の被害を受けた国々の実態について、「世界のサンゴ礁現況報告書」 (Status of Coral Reefs of the World) に記載する。
 - (iii) コーラル・ケイ・コンサベーション (Coral Cay Conservation)、ネイチャーコンサバancy (The Nature Conservancy)、太平洋共同体事務局 (Secretariat of the Pacific Community) の 3 つの新規メンバー加入の承認。
 - (iv) 次回 ICRI 総会は、2005 年 10 月 31 日から 11 月 2 日にパラオ・コロールで開催する。
 - (v) 第 3 回国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム (ITMEMS 3) は、2006 年 10 月にメキシコ・コスメルで開催する。
 - (vi) ICRI は、国連海洋非公式協議プロセス (ICP) からの資料提出の呼びかけへの返答として、手紙と声明の形で ICRI の見解を述べることとなった。

総会の成果

3. 会議では、冷水性サンゴ礁委員会の設置が承認され、ICRI フォーラム上で 14 日以上議論された後に、申請された活動プログラムが合意されることとなった。また、委員会は次回 ICRI 総会にて進行状況を報告する。

4. 海洋保護区（MPA）のワーキンググループは、交流と情報交換のため引き続き議論していく。委員会は、モンテカンティニーにおける CBD の MPA ワーキンググループ会合やコースタル・ゾーン 2005（Coastal Zone 05）などの関係の会合を活用するために、年間戦略を策定する。

Actions arising

5. 議論からは、以下の活動事項が上げられた：

- (i) メンバー国または団体は、ICRI 関連事項の効果的なコミュニケーションを行うために、2 名の代表者（Focal point）名を ICRI 事務局（icri@unep-wcmc.org）に提出しなければならない。メンバー全員。（継続中）
- (ii) 各国・団体の ICRI 代表者（Focal point）の一覧表を編集し、ICRI フォーラム上で入手可能になるようにする。ICRI 事務局：（継続中）
- (iii) ICRI スコアカードを、ICRI フォーラム上の目立つ位置に掲載する。フランス・スタブ（至急）
- (iv) 次期事務局への情報として、メンバーに記入を依頼したフィードバック・アンケートの結果を開示し、ICRI フォーラム上に掲載する。日本/パラオの ICRI 事務局
- (v) 次回の ICRI ニュースレターを、選出されたニュースレター・ワーキンググループで作成する。ニュースレター・ワーキンググループ
- (vi) ICRI メンバーは、2005 年 9 月 30 日までに、次回ニュースレター配布に向けて題材を提供する。セイシェルは、小サンゴ礁島についての報告を提出する。
- (vii) ICRI メンバーは、ICRI フォーラムに登録し、使い方に慣れるよう奨励される。全メンバー（継続中）
- (viii) 「CORAL Issue Briefs」を配布すること。全メンバー（継続中）
- (ix) 次回の生物多様性条約締約国会議（CBB-COP）に先立ち、島嶼の生物多様性における CBD プログラム（CBD programme of work on Island biodiversity）を見直すこと。全メンバー（2006 年前まで）
- (x) 国連環境計画サンゴ礁ユニット（UNEP-CRU Emily.Corcoran@unep-wcmc.org）に対して、サンゴ礁周辺の浚渫による影響に関するケーススタディ、教訓、経験などの情報提供を行うこと。全メンバー（継続中）
- (xi) ICRI は、国連海洋法条約の非公式協議（ICP）から情報提供を要請されている件に対して、返答するための書簡を送ることになっている。ICRI 英国事務局（総会后早急）
- (xii) ICP へ提出する ICRI 声明の草案が、ICRI メンバーからの意見収集のため、ICRI フォーラム上に掲示される。ICRI 事務局（5 月 31 日まで）
- (xiii) 英国/セイシェル事務局は、メキシコに対して、コスメルで ITMEMS3 を開催することを要請する公式文書を送る。ICRI 事務局（至急）
- (xiv) ICRI は、冷水性サンゴ礁に関する委員会の設置に合意した。ICRI 事務局（至急）
- (xv) インド洋津波後の状況報告書を作成する。GCRMN が中心になって作成・調整し、全 ICRI メンバーはそれに情報提供を行うこと（2005 年 10 月まで）
- (xvi) インド洋津波後の対応と再建に関する指針ガイドラインを策定するため、ICRI フォーラム上で全メンバーから意見を収集する（至急）
- (xvii) 国連環境計画カリブ海環境プログラム（UNEP-CEP）は、ブラジルをカリブ海のサンゴ礁の諸活動に参加させるかを検討する。UNEP-CEP（2005 年 10 月まで）

- (xviii) 「サンゴ礁回復手法に関する科学的・経済的評価の必要性」決議案を修正するために、ワーキンググループが設置された フランス、メキシコ、パラオ（至急）
- (xix) 過去 10 年間に実施された ICRI 活動の成功と失敗を再検討する。過去及び現在の全 ICRI 事務局の責務（至急）
- (xx) ICRI はサンゴ礁に焦点を当て続けるが、海草藻場やマングローブなどサンゴ礁と関連する生態系の管理も考慮すべきである 全メンバー（実行中）

1.0 – 会議の開始

6. 開始にあたり、2004年12月26日の南アジアでの津波で亡くなられた人々に弔意を表す黙祷が1分間ささげられた。
7. セイシエルの環境大臣であるロニー・ジュミュー氏は、ICRI10周年における英国/セイシェル事務局主催の第3回、そして事務局任期中最後の総会の出席者に対して歓迎の意を述べた。
[Speech](#)
8. 英国共同議長ジョン・ロバート氏は、ジュミュー大臣に対し、セイシエルのサンゴ礁のみならず、更に広域のサンゴ礁について高い関心を寄せる彼の熱意と支援に対する感謝の意を返答した。また本総会での歓待に深く感謝した。

歌唱大会

9. 生計手段としてのサンゴ礁の重要さや現状の危機への関心を学校や次世代に喚起するため、セイシェルは子供達による歌唱大会を開催した。その大会での優勝曲が会場にて歌われた。

1.2 – 議題の採択

10. 会議の議題案[agenda](#)が採択された。

2.0 2.0 – ICRI 新規メンバー

提出文書：ネイチャー・コンサーバンシー（The Nature Conservancy）、コーラル・ケイ・コンサベーション（[Coral Cay Conservation](#)）および太平洋共同体事務局（[Secretariat of the Pacific Community](#)）からのICRIへのメンバー加入要請文書が受領された。

11. ネイチャー・コンサーバンシー、コーラル・ケイ・コンサベーションおよび太平洋共同体事務局はICRIの新規メンバーとして迎え入れられた。

3.0 – ICRI 事務局関連事項

3.1 – 2004年7月以降のICRI事務局活動報告

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/3.1 Inf.](#)

12. ICRI事務局事務担当（Designated Administrative Representative）である国連環境計画世界環境保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）は、2004年7月から2005年4月までの事務局活動の詳細を文書にて提出した。その中には、共同議長がICRI代表を務めた会議が含まれる。ICRIメンバーは、共同議長の要請により（関連会合などで）ICRI代表を務める場合、結果事務局に報告することを求められた。それは、それらを適切に記録しICRIの活動に反映する上で必要である。

3.2 – ICRIの組織と運営方法」文書の改正案– 2年目の改正.

提出文書：[Final revised Resolution](#)

13. 2003年11月に合意されたICRIの組織と運営管理方法に関する決議は、2年後に草案の見直しが必要とされていた。ICRI事務局は草案を見直し、総会に先立ってICRIフォーラム上にて意見収集のためその修正案を投稿・回覧していた。その過程で様々なコメントが受理された。
14. 提案された変更を討議するため、ワーキンググループが設置された。変更箇所は下記に示され、これらは決議案で修正された：
 - (i) 予算:適切な予算編成は、各執行当局によって考案されなければならない。

- (ii) 委員会構成の簡素化:委員会は、総会と総会の間活動し、ワーキンググループは、総会期間中に議論を行って会議終了までにレポートを提出することとする。
- (iii) ICRI の解散勧告:これまで ICRI が担当してきたコミュニケーションの促進は、事務局が今後リードしていく。
- (iv) 項目 6 の改正、ならびに項目 7、8 と 12 について多少の変更があった。

15. 結論として、ICRI 総会は、決議案の見直しについて上記の変更を合意した。この修正決議は当面 ICRI 活動の諸手続き上の基礎として機能する。

3.3 –ICRI の Focal Point が果たす役割

16. 組織体制と運営方法に関する決議の項目 1 では、全ての ICRI メンバーは、各団体や国のフォーカルポイント（窓口）を指名する必要があると明記されている。フォーカルポイントが果たす役割は、ICRI と各々が代表を務める団体や国との連絡を担い、それらが抱える問題や課題などについて ICRI と相談・協力すること、ICRI から提示された関連情報を各々の管轄に提供し共有すること、ICRI 総会の成果と議論内容をフィードバックすることである。

17. 結論として：

- (i) メンバー国・団体は、効率的なコミュニケーション確保のため、各 2 名を挙げる事が求められた；
- (ii) 1 度事務局によって完成されたフォーカルポイントの名簿は、ICRI フォーラム上にて入手可能となる；
- (iii) フォーカルポイントは、利害関係者による地方あるいは国内会議などの組織を通して関係者とコミュニケーションを取ることを奨励される；

3.4 –ICRI スコアカードの利用

18. ICRI メンバーの条件として、ICRI メンバーは総会にて年次報告を提出することとされている。これは 負担を強いる課題であり、結果として少数のレポートしか提出されない場合が多い。ICRI スコアカードは、各メンバー、そして ICRI 自体の自己採点が出来よう世界銀行によって開発された。ICRI スコアカードは、メンバーが年次報告に利用する有用な方法になると推薦されている。最初に 1 度記入すれば、その後は必要に応じて更新作業を行うだけでよい。

19. ICRI スコアカードはまた、GCRMN に提出する各国レポートとしても使える可能性がある。

20. 結論として：

- (i) ICRI スコアカードの利用は、ICRI メンバーからのフィードバックに備える手法として推薦された。
- (ii) スコアカードは、ICRI フォーラム上の目立つ場所に掲示される。

3.5 -日本およびパラオ共和国による 2005-2007 年・次期 ICRI 事務局の概要

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/3.5/1](#)および発表 [1](#)、[2](#)

21. 第 2 回 ICRI 総会（2004 年 7 月 3 日-4 日・沖縄）にて、ICRI メンバーは 2005 年 7 月 1 日から 2007 年 6 月 30 日まで事務局を、日本政府とパラオ共和国が共同で務めることを承認した。

22. パラオと日本の代表は、時期事務局招致国として ICRI 事務局の体制および計画の概要を発表した。その中には UNEP-WCMC が継続して事務担当としての役割と ICRI の組織記録の構築を継続することが含まれた。ICRI メンバーは、配布されたアンケート表に記入して、日本とパラオにフィードバックと助言を提出するよう求められた。

23. 討議において ICRI メンバーは、予定されている次期事務局による第 1 回 ICRI 総会の日程が多くの海洋関係会議と重なっていることが留意された。

24. 結論として：

- (i) 総会に提出された情報はしかるべく留意された。
- (ii) メンバーからフィードバックを求めるため配布したアンケート表の結果は、集計後 ICRI フォーラム上に掲示される。また適切な場合には 2005 - 2007 年の ICRI の行動計画 (Action Plan) に組み込まれる。
- (iii) 次期事務局主催による第 1 回 ICRI 総会は 10 月 31 日から 11 月 2 日にパラオのコロールにて開催される。

3.6 – 財務事項: US カウンターパート基金の管理

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/3.6/1](#)

25. 近年、合衆国政府は、UNEP のサンゴ礁関連業務と ICRI 活動の支援の為に毎年カウンターパート基金を拠出している。この資金提供は 2005 年にも行われている。

26. 討議において：

- (i) GCRMN とリーフチェックは感謝の意を表明し、これらの資金によって南太平洋、特にバヌアツでのレベルの高いモニタリング活動が可能になったことを示した。
- (ii) セイシェルと東アフリカサンゴ礁特別委員会 (East Africa Coral Reef Task Force) もまた、この有用な資金に対し合衆国政府に感謝の意を表明した。

27. 結論として ICRI は：

- (i) US カウンターパート基金運用の用途の近況をしかるべく留意した。
- (ii) アメリカ合衆国に対し、引き続きのそして有意義な支援とこれらの資金を使って実施されている活動の重要さの認識に深く感謝し、継続した支援を促した。また、UNEP CRU (UNEP サンゴ礁部門) には、これらの資金の運用における透明性とパートナーシップが確立されたことに感謝の意が表明された。

3.7 – コミュニケーション

ICRI ニュースレターとパンフレット

28. ICRI の概要と目的を示した、A5 サイズ 4 頁のカラーパンフレットが作成され配布された。

29. ICRI ニュースレターの第 3 版が作成されており、その貢献に対し作成メンバーは謝意を表明された。ニュースレター作成のため、アーサー・パターソン (NOAA)、ロバート・バルディ (DEFRA)、エミリー・コルコラン (UNEP-WCMC)、フランシス・スタブ (AJH Environmental Services) らによる小規模ワーキンググループが設置された。ICRI メンバーは記事の投稿とニュースレター配布を奨励された。

30. 結論として ICRI メンバーは：

- (i) 効果的なコミュニケーション手段としてニュースレターへの支援を表明した。
- (ii) ニュースレターの導入以来、ICRI フォーラムへのヒット数は 2 倍に増加したことを評価した。
- (iii) ニュースレターは年 3 回発行 (年 4 回から変更) とし、事務局ニュース、メンバーズニュース、そしてメンバーによって寄稿された特別レポートによって構成されることに合意した。

- (iv) ICRI は、年間を通して、地域のニュースやスペシャルトピックを提供するようメンバーに求めた。次回ニュースレターの原稿は 2005 年 9 月 30 日までに、newsletter@icriforum.orgへ提出されるとのこと。
- (v) 次号ニュースレターには、セイシェルからロルフ・ペイエットが、島嶼国の現状とサンゴ礁についての記事を提出することになっている。

ICRI フォーラム

- 31. ICRI フォーラムは、ICRI のオンライン通信センターで、世界中の情報の迅速な交換を可能にするものである。統計ではウェブサイトの利用は過去 3 年間で 4 倍になっており、多くのリピーターが訪れていることが分かっている。
- 32. 討議において：
 - (i) ICRI フォーラムは、情報源として、また電子通信ディスカッションとしてや、地理的遠隔地間における委員会（例として ITMEMS 運営委員会、次期 ICRI 事務局）の意見交換の場として有効な手段であると評価された。
 - (ii) ICRI メンバーは、ICRI フォーラムがより身近なものとなるよう検討する意向を表明し、フォーラム討議への参加方法等の基本ツールの見直しが要請された。
- 33. 結論として ICRI は：
 - i. レポートには、ICRI における ICRI フォーラムの重要な役割への感謝の意が記載された。
 - ii. メンバーは、ICRI フォーラムの理解と利用を普及し、フォーラムの可能性について探求するよう奨励された。

CORAL の Issue Briefs (問題概要資料)

- 34. CORAL のブライアン・ヒューズからの会議欠席に対する謝罪の意が伝えられた。
- 35. CORAL は、UNEP を通じ、ICRI への貢献に対する米国国務省の支援を得て、6 つの問題概要資料を作成した。それは ICRI と CORAL のネットワークを通して配信され、以下のサイト <http://www.coralreefalliance.org/resources/briefs/>より英語またはスペイン語でダウンロードできる。この 6 つの題材は、サンゴ礁に影響を与える様々な問題について扱っており、サンゴ礁コミュニティおよび ICRI コミュニティとの協議の上作成されたものである。6 つの題材は、それぞれの問題点と政策の関わりについて簡単に概説された 2 頁の資料から成る。
- 36. 結論として ICRI は：
 - (i) 本問題概要資料の発行に感謝の意を表明した。
 - (ii) ICRI メンバーに、これらの資料を広く普及するよう奨励した。

4.0 –その他の関連活動の取り組み

4.1 – 生物多様性条約 (CBD) /生物多様性条約の科学技術助言補助機関(SBSTTA)

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/4.1/1](#)

- 37. 生物多様性条約 (CBD) の科学技術助言補助機関(SBSTTA) 第 10 回会合が、2005 年 2 月 7 日から 11 日にタイのバンコクで開催された。SBSTTA は、ICRI に関連する多くの課題を以下のように示した。
 - (i) 陸水生態系の多様性及び海洋・沿岸の生物多様性に関するプログラムの実行のための地球規模模の成果重視目標に関する勧告文書「X/4」が採択された。
 - (ii) 勧告文書「X/1」において、SBSTTAは「島嶼の生物多様性プログラム」の目標、地球規模でのターゲット、活動工程、および島嶼での具体的な優先活動について採択した。

- (iii) 「世界のサンゴ礁の現況報告書2004」が、GCRMNとCBD事務局が合同開催し、SBSTTAワーキンググループ が後援したサイドイベントにおいて、クライブ・ウィルキンソンから発表された。SBSTTA 参加者はこの報告書を歓迎した。
38. ICRI メンバーに関わる、今後予定されている 4 つの CBD 会議について報告を受けた（詳細は提出文書を参照のこと）。
39. 結論として：
- (i) ICRI メンバーはこの報告を受け入れた。
- (ii) 米国は、2006 年の生物多様性締約国会議の準備として、提出する準備がされている「島嶼域の生物多様性プログラム」文書（Program of work on Island biodiversity）を ICRI メンバーが確認するよう、特に要求した。

4.2 – 国際自然保護連合 (IUCN) 世界自然保護会議、2004年11月、バンコク

40. この会議は、自然防御機構と自然災害に重点を置いたため、サンゴ礁関係者にとって有意義な会議であった。
41. 会議は、「世界のサンゴ礁現況報告書 2004」の最初の配布式を主催し、また冷水性サンゴ礁に関する討議では良い成果を得た。
42. IUCN の新しい出版物には、2005 年後半に出版される海洋生物多様性を紹介した大型豪華本と、海洋生物種を評価し、全てのサンゴ礁の詳細な状況を示すための種の保存委員会ネットワークとの共同の新しいイニシアティブが含まれていた。
43. 海洋環境の移入水生生物に関する問題は議題項目 11.4 で討議された。
44. 結論として、世界自然保護会議の報告はしかるべく留意された。

4.3 – 国連環境計画 第23回運営審議会

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.3/1](#)

45. 2004 年開催の第 59 回国連総会では多くの ICRI に関連するレポートが発表され、決議が採択された。これに関する全ての文書は、国連の海洋事部と海洋法のウェブサイトから入手できる(<http://www.un.org/Depts/los/index.htm>)。また、国連総会決議も以下のサイトから入手可能である (<http://www.un.org/Depts/dhl/resguide/r59.htm>)。
46. 第 23 回 UNEP 運営審議会 / 国連グローバル閣僚級環境フォーラム (GC- 23/GMEF) が 2005 年 2 月 21 日 23 日にナイロビで開催された。この会議では 12 の決議が採択された。特に重要なのは、UNEP の水域政策において初めて「サンゴ礁」が盛り込まれたことである。決議 23/2、23/5 と 23/7 は特に関心が高い。これらの文書、とその他 UNEP GC-23/GMEF で採択された議決に関しては以下より入手できる<http://www.unep.org/gc/gc23/>。UNEP 水域政策と戦略の最新版 (UNEP/GC.23/3/Add.5/Rev.1/Add.1) は以下にて入手できる。http://www.unep.org/gc/gc23/working_docs.asp。
47. 結論として、ICRI メンバーはこの文書をしかるべく留意した。キーレポート、決議、合意事項からの引用文は提出文書に含まれている。

4.4 – ヨーロッパ海域のホットスポット生態系調査 (HERMES)

48. UNEP サンゴ礁ユニットのステファン・ハインは、冷水性サンゴ礁の第一人者で UNEP-WCMC の生物多様性シリーズ出版物の著者であるアンドレ・フライヴォルトが欠席の中、代理でこの議事を発表した。
49. ヨーロッパ海域のホットスポット生態系調査(HERMES)は、EC フレームワーク VI プログラムから資金提供を受け、ヨーロッパ深海海域（冷水性サンゴ礁を含んだ）における生態系の生物多様性、構造、機能、変動の新たな見解を得るための、主要な国際調査プロジェクトである。4 年で 1500 万ユーロを投資し、生物多様性と生体機能について理解を深めようとしている。詳細は以下のとおりである：<http://www.eu-hermes.net/>

50. 結論として、ICRI 総会はこの報告を承知した。

4.5 –サンゴ礁周辺の浚渫・港湾開発建設について討議する、国際航路協会 (PIANC) ワーキンググループ

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.5 Inf.](#)

51. 沖縄総会で要求された UNEP サンゴ礁ユニットと浚渫企業との共同作業の最新情報が公表された。
52. レポートの付属文書 1 は背景を要約し、付属文書 2 および 3 は 2004 年 7 月から 2005 年 4 月まで実行された活動の詳細について述べられている。特に注目すべき点は以降に記す。
53. UNEP サンゴ礁ユニット (UNEP-CPU) は、ICRI メンバー、特にポール・ホルタス (Marin Aquarium Council (MAC)) とロバート・カドニ - (メキシコ) によるこれまでの情報提供に感謝の意を表明した。
54. 結論として ICRI メンバーは：
- (i) 浚渫企業と UNEP の共同作業の発展を評価・推奨した。
 - (ii) サンゴ礁における過去・現在・将来の浚渫 (失敗例・成功例ともに) に関するケーススタディ、教訓、レポート、または情報に関し、助言あるいは支援に関心の有る ICRI メンバーは、Emily.corcoran@unep-wcmc.org まで連絡するよう伝えた。
 - (iii) 2005 年 11 月の中央浚渫協会 (Central Dredging Association (CEDA)) の Dredging Days 隔年会議において、UNEP-CRU、国際浚渫企業組合 (The International Association of Dredging Companies (IADC))、世界行動計画 (GPA) および CEDA により論文が発表されることが紹介された。

4.6 国連 国際比較プログラム (ICP UN) ・海洋に関する協議プロセス

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.6/1](#); [ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.6/1](#)

55. ICRI は、パラグラフ 74、および国連法務局事務次長による ICP への資料提供の呼びかけに応じて見解を提供する機会が与えられた。ICRI 事務局は、法務事務次長への返答書簡の草案、2005 年 6 月の ICP における発表声明の草稿をそれぞれ提出し、ICRI が国連海洋と海洋法課 (DOALOS) に提出する討議題材として適当かどうか、および ICRI 総会直後にニューヨークで開催される GMA ワークショップで担うべき役割についてメンバーから考えを求めた。
56. 議論の結果、ICRI にとってこの討論へ参加することは不可欠であると示された。
- (i) 国の管轄区域外のサンゴ礁は大部分が冷水性サンゴ礁で、これらのサンゴ礁の分布に関する作業が現在すすめられている。
 - (ii) UNEP CRU はこの議論に応じ、返答の文面を提出することを申し出た。
57. 結論として以下のことが合意された：
- (i) 提示された書簡は議論の結果を反映させて修正され、ICRI 総会終了後直ちに送付される。
 - (ii) ICP への声明書案は、5 月末まで ICRI フォーラム上に掲示し意見を求める。
 - (iii) 情報文書は総会の後に起草され、ICRI フォーラム上に掲示し意見を求める。
 - (iv) これらの意見は、2005 年 6 月の GMA ワークショップにて提出しなければならない。クライブ・ウィルキンソンとリチャード・ケンチントンは事務局の準備を補佐することに合意した。その他の ICRI メンバーで参加するもの者は、その旨を事務局に伝えなくてはならない。

4.7 –国際海洋保護区会議 (IMPAC 2005)

提出文書：[Presentation](#)

58. 第 1 回国際海洋保護地区会議 (IMPAC)は、オーストラリアのジーロングで 10 月の 24 日-28 日に開催されることとなった。ICRI メンバーはこの重要な会議に参加登録するよう奨励された。詳細情報はwww.impaccongress.orgにて入手可能で、オンライン登録も行える。発展途上国からの代表者に出席費用を補助する可能性があるが、ドナーはさらなる資金援助を奨励されている。

4.8 – 第 3 回国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム (ITMEMS 3) (2006)

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.8/1](#) and [Presentation](#)

59. 国際熱帯海洋性生態系管理シンポジウム (ITMEMS)は、管理課題について検討し、また実践的な管理、グループの相互作用、専門性の発展、およびサンゴ礁と関連生態系の管理における経験に関するフォーラムの場を提供することを目的として 1998 年と 2003 年に ICRI 事務局によって開催された。2004 年、沖縄での ICRI 総会において、第 3 回大会 (ITMEMS3) の企画ワーキンググループの設立が合意された。

60. ITMEMS3 への関心と、過去 2 回の ITMEMS の評価は、E-メールによるアンケートを通して確認された。(ICRI フォーラム上の議論からは限られた返答しか得られなかったということに留意いただきたい。)

61. 討議において以下のことが示された：

- (i) コスメルでの ITMEMS 3 開催の申し出が、コスメル市長、大学、ホテル協会からの支持によりメキシコから表明された。
- (ii) 前回まで ITMEMS はアジア太平洋にて開催されており、ITMEMS をカリブ海海域で開催することは、2008 年にフロリダで開催予定の国際サンゴ礁シンポジウム (ICRS2008) と合わせて、ICRS と ITMEMS の密接した関係を展開する好機になり得る。
- (iii) 場所の特定とシンポジウムの運営方法について進展されたことにより、入念な予算編成が次の段階となる。登録料はプログラムの現地費用を賄い、300 人の参加で採算が合うようになっている。準備のための作業および運営には、ICRI 事務局から資金が提供される。
- (iv) ITMEMS 2 の議事録は、現在 ICRAN (調整部門)、リーフベース、ICRI フォーラムの各ウェブサイトから入手可能である。

62. 結論として ICRI メンバーは：

- (i) 2005-2007 年の ICRI プログラムの中心的活動として、2006 年 10 月(ちょうどオフシーズンのため、必要な宿泊施設が確保出来る)のメキシコ・コスメルにおける ITMEMS 3 開催に合意した。英国 / セイシェル ICRI 事務局は、ITMEMS3 主催要請の公式文書をメキシコに送る (ロバート・カドニーが草稿を用意する)
- (ii) リチャード・ケンチントンが議長を務めるプログラム委員会の設立やロバート・カドニーが議長を務める現地計画委員会の設立、およびこれら委員の工程計画案などを含め、これまでの成果が報告された。
- (iii) メンバーは、積極的に ITMEMS 3 に参加し、またメンバー各自のネットワークからの参加も促すよう、議長より要請された。
- (iv) メンバーは、ITMEMS 3 と日本とパラオによる第 2 回 ICRI 総会を連続して開催するという考えを支持した
- (v) メンバーは、プログラム委員会と運営委員会の時期の確認、場所、会場、予定、予算等に関する最新状況を次回 ICRI 総会で報告するよう求めた。

4.9 – 海洋、沿岸、島に関するグローバル・フォーラムの最新報告

情報文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/4.9/inf](#)

63. 海洋、沿岸および島に関するグローバル・フォーラム（Global Forum on Oceans, Coasts and Islands）は 2001 年に非公式に組織され、2002 年にヨハネスブルクで開かれた持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)にて正式なものとなった。このフォーラムは、海洋、沿岸、および小島嶼開発途上国(SIDS)に関する国際合意の完全な実施に向けて、分野横断的討議、政策評価、知識やその他資料の流通のための多様な利害関係者によるフォーラムとして機能している。
64. 結論として ICRI メンバーは以下のことを承知した：
- (i) このフォーラムに着目し、関与することが奨励され、また情報文書を読んで留意し、詳細について共同議長に連絡をとるよう勧められた。
 - (ii) WSSD 後に設立された UN OCEANS は、国連組織内で協調と調整機能を担い、ICRI がいくつかの国連機関にアクセスする際の窓口となるタスクフォースを通して機能している。

5.0 – ICRI 委員会(旧 ICRI ワーキンググループ)

5.1 – 海洋保護地域委員会 (MPA) について

提出文書：[presentation](#)

65. 2004 年 7 月以降の MPA 委員会の活動およびオンライン討議の概要が発表された。
66. 委員会討議では以下のことが合意された。
- (i) MPA のオンライン討議グループは、コミュニケーションと情報交換の手段として継続すべきである。このような討議により、ITMEMS、ICRS、IMPAC といったシンポジウムや会議の主催者が、望ましい成果や情報格差を認識するための情報提供や支援を行うことができる。
 - (ii) 委員会は、モンテカンティーニにおける CBD の MPA ワーキンググループ会合やコースタル・ゾーン 2005 (Coastal Zone 05) などの関係の会合を活用するために、年間戦略を策定する。
 - (iii) 委員会は、自然災害からの保護としての海洋・沿岸保護区 (M&CPA) の重要性について声明を準備する。
 - (iv) 管理有効性の評価と拡大を促進・支援し、また、結果として得られた知識の共有を奨励する。
 - (v) ICRI フォーラムで手軽に入手できる情報として掲載出来るよう、利用者に分かりやすい文書の作成継続を CBD に働きかける。
 - (vi) MPA ネットワーク設立に関する知識と指針を共有するため、議論および情報交換を奨励し、確認された様々な格差を埋める方法を討議する。
67. 結論：
- (i) 会議は、MPA 委員会によって実施されている海洋保護区に関する活動を奨励・承認する。MPA 委員会は、次回 ICRI 総会にて経過を報告する。

5.2 – 冷水性サンゴ礁委員会 – 活動計画案の提示

提出文書 ([Document](#)) と発表 ([Presentation](#))

68. 沖縄での ICRI 総会 (2004 年 7 月 3 日-4 日) で、ICRI は冷水性サンゴ礁に対し、「冷水性サンゴ礁と関連生態系に関する活動要項と活動計画を、次回総会までに準備するために臨時委員会を延長する」という内容の決議を採択した。
69. 委員会は総会期間中に会合を持ち、以下の結論を得た。
- (i) ICRI は、冷水性サンゴ礁のための委員会設立に合意した。

- (ii) 冷水性サンゴ礁委員会の活動計画は、合意前の意見収集のため 14 日間 ICRI フォーラム上に掲載されることになり、合意がなされると委員会はそれに添って活動を進めるよう要請される。

6.0 – 南アジアにおけるサンゴ礁および関連する生態系の現状と、津波以後の活動

6.1 – 発表と討議

提出文書：[Documents](#):

- 70. 2004 年 12 月 26 日の壊滅的な津波以後の、南アジアにおけるサンゴ礁および関連する生態系の現状に関する討議への報告として、被害を受けた地域で活動する団体や機関、ならびに被災国からの多くの参加者が報告書と発表を寄せた。
- 71. これらの調査書と発表は、津波以降に実施されている活動に関連した情報専用の[ICRI Forum](#)上のページに掲載されており、オンラインで全内容が入手可能である。
- 72. 議論では、以下の点について留意された：
 - (i) 調査では、一部地域で人命と機材の損失により、様々な機能に損害が出たことが示されている。
 - (ii) 回復は緩やかで複雑になるということを理解しなければならない。応急的な処置が提案されているが、まだ調整不良であり、将来の状態を悪化しかねない。
 - (iii) 環境の課題は、戦略的な計画に移行する必要がある。
 - (iv) 津波後の環境評価は、大部分が地域単位よりも各国の管轄内で行われている。生態系への影響を解明するには、地域単位の展望が必要不可欠である。
 - (v) サンゴ礁以外の生息環境にも影響が見られた（例：干潟）が、それらの多くのケースが評価されていない。
 - (vi) 広範囲に渡る発表内容から、11 カ国が直面した被害は非常に多種多様であり、回復に向けた進展にもばらつきがあることが示された。また、被害の度合いにおけるばらつきは、経済面、社会的影響（生計手段の変化）そして生態環境において顕著である。
 - (vii) 津波の影響評価には、地形学的局面を理解する必要があることを留意して取り組むことが不可欠である。
 - (viii) サンゴ礁とマングローブが、津波の影響を軽減するという役割の事例証拠である。
 - (ix) 被害処理の方法によっては、津波そのものの影響以上に損害を拡大する恐れがある。インドネシアは、包括的な取組みと総合的沿岸管理の利用に焦点を当てた「緑の復興ガイドライン（Green Reconstruction Guideline）」を作成した。
 - (x) 津波の体験から得られた知識の記録は、今後の対策への情報として不可欠である。
 - (xi) UNEP 世界自然保護モニタリングセンター（UNEP-WCMC）は、海岸の危険防止に対する生態系機能の価値に関して小冊子を作成している。内容はサンゴ礁およびマングローブの生態系の緩衝機能について紹介している。
 - (xii) 津波の被害は大きいですが、海面温度上昇による白化現象、汚染、増加し続ける人口による持続不可能な資源利用などの長期的な影響は、サンゴ礁とその関連生態系の持続性において、最も重大な影響であり続けることに変わりはない。
- 73. 結論として：
 - (i) 議長から、この議論への話題提供者全員に対して感謝の意が示された。
 - (ii) 関連情報（例：リーフベース、UNEP-WCMC IMAPS、報告書、評価書など）は、ICRI フォーラム上の津波ページ[Tsunami pages](#) に投稿できるようになる。

6.2 – 南アジア津波災害に対する ICRI の対応（議題 14）

- 74. 議論では以下の点を示した。
 - (i) ICRI は持続可能な再建活動を手引きするために積極的な役割を果たすべきである。
 - (ii) 相当な数の活動が実施中、または実施された。ICRI メンバーは、これらの活動の多くに全面的に従事している。

- (iii) 最も被害を受けた地域における地元の調査を合わせた、包括的な評価が必要である。
- (iv) どの環境評価も、海洋学および地形学的側面からの説明と、津波が地域に被害をもたらす過程でそれらがどのように関わったかについて言及しなければならない。
- (v) 政府間海洋学委員会（IOC）は、インド洋各国から津波警報システムをインド洋地域に配置するよう依頼された。その予備システムは 2006 年までに運用可能となり、グローバル海洋観測システム（Global Oceans Observation System）とリンクした完全版システムは 2007 年に運用予定である。

75. 結論として、以下の点が合意された：

- (i) GCRMN は、津波災害を受けた後の状況報告として、評価を実施するべきである。この状況報告書は、津波とそれに伴う地形学的と海洋学的の統合的考察に重点を置くと同時に、必要に応じて他のレポート（例えば：UNEP-WCMC の緩衝機能としての役割に関するレポートなど）からも情報を引用するべきである。構想は、クライブ・ウィルキンソンによってできるかぎり早く ICRI フォーラム上に投稿される。
- (ii) ICRI メンバー（特に資金援助団体）は、環境評価の実施と最新版状況報告書を含む情報提供のための資金要請に対し、早急に返答を出すよう促された。
- (iii) このレポートの勧告および決議の草案は、メンバーからの意見収集のため ICRI フォーラム上に掲載され、2005 年 10 月の次回総会にて討議される。
- (iv) ICRI は、2005 年 2 月 17 日にカイロで開催された「津波被災地域における沿岸水域の復興と管理会議」（Coastal Zone Rehabilitation and Management in the Tsunami Affected Region meeting）で採択された決議を支持した。この決議には復興に向けたガイドラインの主題が含まれている。ガイドライン（[guidelines](#)）は ICRI フォーラムに掲載され、ICRI メンバーはこれらをそれぞれのネットワークで紹介するよう求められた。
- (v) ICRI はパラオでの次回総会にて、再度津波以後についての議題を取り上げるべきである。

7.0 – ICRI オペレーショナル・ネットワーク

7.1 – 国際サンゴ礁行動ネットワーク(ICRAN)

提出文書：[Documents](#) [MAR project update](#):

76. ICRI のオペレーショナル・ネットワークの一つとして、国際サンゴ礁行動ネットワーク (ICRAN)は総会にて ICRI メンバーへ進行状況を報告することを求められている。この情報文書はその目的を果たすものである。これらの報告の多くは 2005 年 2 月号の ICRAN ニュースレター [ICRAN newsletter](#) に掲載されており、またニュースレターの範囲外で行われた他の活動についての概要も含まれる。

77. 結論としてこの報告はしかるべく留意された。

7.2 – 地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)

78. 地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)は 2004 年 7 月以降の活動報告を行った。

79. 最大の業務は、「世界のサンゴ礁の現況報告 2004」（Status of the Coral Reefs of the world 2004）を世界規模で発表したことである。このレポートは、優れたマスコミ報道によって高く評価された。「世界のサンゴ礁の現況報告 2004」の全文は以下のサイトより入手できる：<http://www.aims.gov.au/pages/research/coral-bleaching/scr2004/index.html>。また、この最新版レポート作成の支援に対し、多くの団体へ感謝の意が述べられた。

80. その他の活動については、社会経済モニタリングの多様化、COREMO3 データ入力システム、2005 年 6 月開催予定の湾岸地域海洋環境保護機構（ROMPE）の海域会議などが紹介された。

81. 「世界のサンゴ礁の現況報告 2006 (Status of the Coral Reefs 2006) 」の企画が発表され、南アジア津波の被災国の最新状況報告書を作成することが提案された。
82. 結論として、GCRMN の活動の継続に感謝の意が述べられ、また優れた現況報告書と活動報告書について評価された。

7.3 –インド洋サンゴ礁衰退対策プログラム (CORDIO)

83. インド洋サンゴ礁衰退対策プログラム (CORDIO) は、長引くサンゴ礁の減少傾向に対する不安感を伝えた。科学技術とモニタリングを支援するには、社会経済及び政策的な課題に取り組まなければならない。また報告書は、一部の地域的要因が貧困と貧困への脆弱性を増加させていると強調している。
84. CORDIO はスウェーデン国際開発庁 (SIDA) より 2 年間の資金援助を受けた。さらにフィンランド政府からの資金援助も見込まれている。SIDA はまた、レポートとオンラインでのデータ記録を促進するため、東アフリカにおける情報通信技術 (ICT) 開発を支援する助成金を CORDIO に提供した。
85. アンダマン海にタイ、インドネシア、ミャンマーにおける津波以後の活動を支援するためのセンターを設立するため、助成金が支給された。
86. 結論として、CORDIO には感謝の意が述べられ、報告もしかるべく留意された。

8.0 – サンゴ礁問題を国の政策立案に取り込むための取組み：メンバーからのフィードバックシステムについて

8.1 – 各国のレポート

ノルウェー

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/8.1a Inf.](#)

87. ノルウェーから活動報告書が総会に提出された。
88. ノルウェーは、次回 ICRI 総会出席の旅費支援のために 12,500 米ドルの小額資金援助を提示した。旅費の援助が必要な国は事務局へ連絡すること。
89. 総会はノルウェーの報告をしかるべく留意し、資金援助への感謝の意を表明した。

マレーシア

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/8.1/2](#) and [Presentation](#)

90. マレーシアは、国の資産創造のための、マレーシアの海と島の調査を目的としている意欲的な国家プロジェクト「マレーシアの海と島に関する調査」(ROSES)のレポートを発表した。この調査は、マラッカ海峡と南シナ海において 2004 年 8 月までに行った、海洋のバイオテクノロジーおよび生物多様性の分野に重点を置いた初の大規模調査を含んでいる。
91. 東南アジアでは、多くのサンゴ礁が国境外にまで及んでいたり、管轄権論争のある地域に存在していたりする。これらの地域は政治的にデリケートであるため、保護するにあたり大きな課題を抱えている。このような地域間の協力体制を推進する活動を、ICRI の役割とすべきかどうかに関して問題が提起された。
92. 報告はしかるべく留意された。

インド

発表内容 1 [Presentation](#)、および 2 [Presentation](#)

93. インドは、インドのサンゴ礁の現況について報告を行った。そのいくつかは世界でも最も被害が少なくかつ、最も研究がされていないサンゴ礁である。

94. インドは、すべての造礁サンゴを保護する法律があり、また6つの海洋国立公園(MNP)を設けている。
95. インドは、生物多様性条約(CBD)、ワシントン条約(CITES)、国際連合気候変動枠組条約(UNFCCC)、京都議定書、海洋及び沿岸の生物多様性に関するジャカルタ指令(Jakarta Mandate on Coastal and Marine Biodiversity)の締約国である。
96. ICRIとの緊密な関係の構築と、インド洋生物地理分布情報システム(IndoBIS)のサイトリンクが進むのに伴い、サンゴ礁保護は推進力を増している。これらの活動は、国立海洋化学研究所が展開させている。
97. 2004年12月26日の津波は、国内の東南および東海岸の沿岸地域社会と環境に壊滅的な被害を与えた。

8.2 – 利害関係者会議とフォーカルポイントの活用

98. 議題項目3.3取り上げている。

9.0 – メンバーからのレポート

9.1 フランスサンゴ礁イニシアティブ(IFRECOR) 報告書と年第2次プログラム(2006-2010年)

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/9.1-9.2](#)

99. 日本の沖縄での前回ICRI総会以降、IFRECORはICRIに参加している7つの海外フランス領において活動を続けてきた。今回2004年7月以降のIFRECORの活動報告書が提出された。
100. 結論として、本総会は報告をしかるべく留意し、IFRECORの活動の継続に感謝の意を述べた。

9.2 – フランス南太平洋イニシアティブ(AFD-CRISP) 2005-2008年

101. 提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/9.1-9.2](#)

2004年9月にCRISPプロジェクトが発表され、総合企画会議がICRANの技術支援の元に2005年1月に開かれた。現場での活動が現在開始されており、プロジェクトの現況の概要が提出された。

102. 詳細は提出文書とCRISPのウェブサイトwww.spc.int/CRISPに掲載されている。
103. ベルナルド・サルバとクライブ・ウィルキンソンが、CRISPの科学アドバイザーに指名されている。
104. 結論として本総会は、プロジェクト実施にあたってフランス代表団に祝辞を述べ、報告をしかるべく留意した。

9.3 – ラムサール条約

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/9.3](#)

105. ラムサール事務局は沖縄での前回総会に出席できなかったため、提出された報告書は、前回報告書を提出したタークス諸島・カICOS諸島での総会の日付である2003年11月から現在までの期間のものである。
106. この報告書の重要な部分は、6つの団体が新たに条約に加わったことと、サンゴ礁を含む登録地が2003年11月以降に合計54まで増加したことである。これらのサイト一覧表は、ラムサール条約活動の詳細と共に提出文書で見ることができる。
107. 討議において、日本が次回ICRI総会までに、サンゴ礁を含むラムサールサイトを登録する準備をしていることが示された。

108. 結論として、本総会は報告をしかるべく留意した。

9.4 – 国連環境計画 カリブ海環境計画 (UNEP-CEP) (Caribbean Environment Programme of UNEP)

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/9.4/1](#)

109. 前回 ICRI 総会以降の広域カリブ海地域における地域海域計画活動 (the Regional Seas activities in the Wider Caribbean Region) の報告書が提出された。

110. 討議において：

- (i) ICRI は、CEP の活動を高く評価し感謝の意を表明した。CEP は、多くの活動のカタリストとして、特にメソアメリカ・サンゴ礁同盟 (Mesoamerican Reef Alliance) 開始の成功に貢献した。
- (ii) CEP のサポートにも係わらず、GCRMN のカリブ海地域での活動は遅れ気味である。リーフチェックはこの海域で活動しているが、小島嶼開発途上国 (SIDS) での活動を増加するための小額支援が勧められている。
- (iii) ブラジルが現在、地域海域計画に参入していないことが言及され、サンゴ礁に関するブラジルの活動を支援する方法について議論された。

111. 結論として：

- (i) 総会は報告を記録した。
- (ii) CEP は、ブラジルがカリブ海地域でのサンゴ礁保護活動に関与できる機会について調査する。

9.5 – 南アジア共同環境計画(SACEP)

発表内容：[Presentation](#)

112. 事務局長は南アジア共同環境計画(SACEP) とその活動範囲、特にサンゴ礁保護活動と津波後の復興における役割について紹介した。

113. 結論として総会はこの報告を記録した。

9.6 – 赤海およびアデン湾海域環境保護機構 (PERSGA)

発表内容：[Presentation](#)

114. 赤海およびアデン湾海域環境保護機構 (PERSGA) の事務局長は、英国政府に PERSGA の総会出席への支援に対して感謝の意を伝えた。

115. PERSGA の現行の活動と、国別および地域別活動計画について総会に報告され、ICRI メンバーにこの分野での経験による助言を求めた。

116. 詳細は以下のサイトに掲載している。 <http://www.persga.org/>

117. 結論として本総会はこの報告を記録した。

9.7 – リーフチェック

118. 2つの主要プロジェクトと出版物についての概要が提出された。情報について、以下のサイト www.reefcheck.org、www.reefcheck.org/datamanagement から、希望するリーフチェックのデータセットおよび情報が見られるようになっている。

119. 2004 年、リーフチェックは米国海洋大気局 (NOAA) とともに社会経済的指標に関するワンデイ・クリニック (「SOC CHECK」と呼ばれるプログラム) を行った。

120. 現在の ICRI コミュニティの外にサンゴ礁に関するメッセージを届ける必要がある。つまり、ビジネス/ 財政的なインセンティブを提供する必要がある。これについて以下のことが提案された：

- (i) 人々がリーフチェック認定トレーナーになるべく支払い、支払った観光客を指導する形で、様々なレベルのサンゴ礁調査認証プログラムに成り得るツーリズム・プログラム。(例・コスメル)
- (ii) マリン・アクアリウム協議会 (MAC) に沿ったマリン・アクアリウム認証計画。MACにより実施されている認証プロセスの、リーフチェックによる追跡調査。EcOCEAN、Serge Planes、及び可能であれば CRISP との共同作業。
- (iii) カルフォルニアにおける温帯性サンゴ礁モニタリングの実行。

121. 討議では、以下のことに言及された。

- (i) 資料の重複は重大な問題である；データ（の所有権）は注意が必要であると考えられているが、データの透明性が重要な課題である。

122. 結論として、リーフチェックには活動の継続と上記の報告について感謝の意が述べられた。

10.0 – 英国スモールグラント（小額助成金）の報告

123. スモールグラントは、3つの小規模なサンゴ礁プロジェクトの財政支援（それぞれ 15,000 ポンドの費用を要する）に絡み、英国 / セイシェル事務局にとって革新的で重要な要素であった。この助成金の目的は、ICRI の「行動の枠組」に沿って具体的かつ早い段階での成功事例を挙げることであり、そのためには総括的なサンゴ礁管理、人材育成、調査、モニタリングそして再検討を要する。下記に示す結果は、明白な成果が比較的小額の助成金によって可能であることを示している。

124. 提示された 11 のプロジェクトのうち、3つにこの助成金が出された。

10.1 – ボネール島

125. スーフレイル（セント・ルシア）とボネール国立公園との 2 回の交流は順調に行われた。その様子は収録され、ボネール国立テレビで放映された。

126. 英国からの小額助成の支援は、このプロジェクトの実施に極めて有意義であり、高い成果を上げる大変建設的な経験となった。

127. このプロジェクトが可能にした 2 島の直接接触が重大な意味を持った。ボネール代表らはセント・ルシアから、人工浮魚礁 (FADS) の活用、水産業組織、その他の管理方法について学び、またセント・ルシア代表らも、ボネール島における民間企業の関与について学ぶことで利するものがあつた。

10.2 – ジャマイカ a

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/10.2/1](#)

128. 本プロジェクトは ICRAN と UNEP CEP と連携し、カリブ海沿岸データセンター Caribbean Coastal Data Centre (CCDC)、海洋科学センター、西インド諸島大学によって実施された。

129. ジャマイカのポートランド海岸保護区 (PBPA) にあるサンゴ礁状態を監視するプロジェクトは、ハリケーン IVAN の影響で完了が遅れた。しかしながら、ハリケーン通過の前後で(変更リーフチェック手法を使って)サンゴ礁を観察する機会が持てた。

10.3 – フィリピン

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/10.3/1](#)

130. ラプラプ市（フィリピン中央部・セブ州）のプロジェクト地域は、人口 200 万人以上を抱えるこの国第二の都市地区を含んでいる。またこの地区には、フィリピンの主要な海岸観光事業とダイビングの地であるマクタン島・オランゴ島があり、500 ヘクタールもの重要なサンゴ礁生息地を含んでいる。

131. ラプラブ市の海洋保護区の財政的に継続的なモニタリングと管理体制の構築へのダイビング事業者、リゾート、地域住民、政府の関与と資源の強化に対し、必要な技術的及び財政的支援をするためのプロジェクトである。

132. 本プロジェクトの全報告内容については提出文書を参照にされたい。

11.0 – 新たな課題

11.1 – サンゴ礁管理における経済評価の役割の向上

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/11.1](#)

133. サンゴ礁保護と持続可能な利用を推進するにあたり、健康なサンゴ礁状態がもたらす直接的な経済利益、およびその機能と有用性が失われたときに被る損害は何かという明示が必要不可欠である。評価には民間企業を参入させ、サンゴ礁の状態とその影響を監視するための長期的財政援助を要請しなければならない。

134. 討議では以下のことが言及された：

- (i) 経済評価の有効性は、単なる保護のためだけではなく、十分な根拠を持って合法的に立証された評価がサンゴ礁の回復活動に不可欠である。例えば、船の座礁による被害予測などがある
- (ii) 総会中、ICRI メンバー（TNC、パラオ、世界銀行、タイその他）による現行の活動について討議された情報は、ICRI フォーラムに新規の討議スレッドとして投稿される。

135. 結論として本総会は：

- (i) この分野で展開中の作業の重要性を認識した。
- (ii) 情報交換が出来るよう、討議スレッドを立てることに合意した。また、この重要な審議を進める上で、討議参加の重要性を強調した。

11.2 – 水族館への ICRI メッセージの普及

136. 世界中の何千という水族館には毎年何百万もの人が幅広い社会から訪れており、特に教育と啓発は水族館の重要な活動である。このことから、水族館は ICRI がサンゴ礁保護と持続的な利用を啓発する場となり得る。

137. 総会は、一般水族館が ICRI の関心分野に反映する情報を導き、普及する上で有効な場を提供できるか、またどのような展開していくかについて検討することを求められた。

138. 議論において、多くの ICRI メンバー、特に南アフリカとオーストラリアがこの構想への関心を示した。ICRI の情報の共有および普及のための（水族館との）連携の発想は、適切で比較的単純な手段あるが、ICRI の推進自体がより問題となり得る。

139. 結論として、ICRI は以下のことに合意した

- (i) ICRI メッセージ普及ルートとしての一般水族館利用の構想は、引き続き追求する必要がある。
- (ii) オーストラリア、南アフリカ、その他この件に関心のあるメンバーは、各々の国にある水族館における可能性について調査することとする。

11.3 – インド洋における白化現象の回復力と適応性

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/ 11.3](#) and [Presentation](#)

140. サンゴ礁白化現象の状態については、白化の状況の一次報告意外述べられることが少ないが、長期的な影響が様々な規模で起こり得る可能性は明らかになってきた。その一つは、浅瀬にあるサンゴが死滅・減少した後の海岸線に打ち寄せる波力エネルギーの変化である。サンゴ

の死滅・減少は、かつてサンゴが生育していた礁原の高さを下げ、それによって、擬似的海面上昇を引き起こす可能性がある。さらに、群集の崩壊による礁原の平滑化も起こる。このような悪影響を受けた礁原は、波の力に対し、より小さい抵抗しか生み出せなくなる。実験モデルが以下のサイト { <http://www.bio.warwick.ac.uk/res/frame.asp?ID=42> } の「Research」タブから参照できる。このモデルでは、どの研究者でもデータを入力して、平均的な状態で、どの程度の力の波がサンゴ礁より奥の海岸に達するかを判断することが出来るようになっていた。モデル自体は非常に複雑なものであるが、形式は簡単な Excel シートとしてデザインされているため、データ入力は容易である。

141. 出席者は、サンゴの大量死後における管理の決定、および海岸線へ影響するエネルギー変化に関する情報累積の追加を支援するため、このモデルを入手するよう勧められた。

142. 環礁と大陸沿岸は評価されていないことが留意された。

143. 結論として、総会は感謝とともに本報告を記録し、出席者は各国でモデルを活用するよう求められた。

11.4 – 移入海洋生物のサンゴ礁生態系への影響

提出文書： [ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/11.4/1](#) and [Presentation](#)

144. 海洋性非在来種(NIS)の広がり、商業船舶輸送とレクリエーション艇の急速な増加の結果、世界規模での環境課題となった。本来の生物地理区外の場所に移入する行為は、海洋の生物多様性を脅かす 4 大要因の一つである。

145. IUCN は、セイシエルのサンゴ礁における非在来海洋生物種を対象にした、現在のプロジェクトを発表した。このプロジェクトはサンゴ礁管理者に、サンゴ礁の状態を監視するのに容易で費用効率が高い手法と、有害になりかねない影響を軽減するための一連の選択肢を提供する。

146. 結論として、総会は以下の粉とを留意した。

- (i) この課題に関するカリブ海での活動では、開発への提案（例として、地球バラスト水管理プログラム（Globallast）の第 2 の局面）はあるが現在のところ非常に限られたものである。港湾調査には、多くの資料入力が測量と分析に必要であることが認識されている。
- (ii) 国際海事機構のバラスト水条約の施行に伴い、ICRI メンバーは条約の締結と実施を推奨された。
- (iii) アジア太平洋経済協力会議(APEC)事務局による一連の勧告と出版物同様に、博物館と分類学のネットワークが、環太平洋地域における非在来種の特定に役立つ。

147. 結論として、ICRI は以下のことに留意した：

- (i) この課題の深刻さ、この新たな脅威に関する情報を共有する必要性を認識し、メンバーは、各自の地域、国でのこの問題の重要性（環境に対する経済負担を含む）と適切な対応について検討するよう求められた。

また、以下の必要性を支持した。

- (ii) サンゴ礁があり、かつ利用頻度の高い港における海洋移入種の一覧表作成
- (iii) 荒廃したサンゴ礁、手付かずの状態のサンゴ礁、保護されているサンゴ礁での海洋性非在来種の早期発見のための、価値の高い地域の集中モニタリング
- (iv) モニタリングは、管理者のための応答戦略と活動計画を盛り込んで補足された。

11.5 – サンゴ礁 教育と啓発

発表内容： [Presentation](#)

148. セイシエルの海および沿岸管理において、環境教育は不可欠な要素とされてきた。教育活動は全ての住民層を対象としているが、大部分は学校やN G Oの働きかけを通して、若い世代に焦点を当てている。このようなプログラムは、すでに子供たちの態度に良い変化を生じていることを表し、彼らが得たメッセージは、家庭にも伝わっていることが示された。
149. 環境教育の能力は、私たちの日常の活動が私たちを取り巻く世界に与える影響を理解するために必要とされる認識力を養う上で非常に重要である。環境教育の基準外の教育過程（数学や英語など）の中に環境教育を組み込むことは、環境問題の主要な性格を印象付けるために不可欠である。
150. 結論として、ICRI は以下のことに合意した：
- (i) 環境教育における人材育成と啓発の継続と、地方での教育・啓発教材の作成の支援メンバーとそのネットワークに強く要請する。
 - (ii) ICRI フォーラムにて、現存する教材及び必要とされる教材の種類について議論を開始する。メンバーは、教材を共有するキオスクサイトがすでに利用できること、CORAL が持つ教育情報の一覧表がオンライン(www.coral.org)で入手可能なこと、およびオーストラリアのサンゴ礁の保護監督プログラムに関する情報がwww.qbrmpa.gov.auより入手可能なことが伝えられた。さらに ReefED が ICRI フォーラム内にキオスクを持っていることも伝えられた。
 - (iii) 多くの環境教育者を議論に参加させる方法を見出し、ICRI が海洋問題の認識・教育に関する決議をどのように採択するかを検討する。

11.6 –サンゴ礁再生手法の 科学のおよび財政的評価の必要性

提出文書と発表：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/11.6](#)、[Presentation](#)

151. サンゴ礁は慢性的で深刻な問題にさらされている。その問題は、汚染から、熱帯性暴風雨や2004年12月26日の津波などの自然災害にわたる。サンゴ礁に経済的な利害関係を有する者は、サンゴ礁を修復するための“短期的な”解決策を求めている。短期的な解決策は通常、“修復”や自然回復の促進など工学的な方法に基づいている。
152. 人工リーフ、電気を通したリーフ、移植技術など、サンゴ礁の修復を唱え宣伝されている手法への懸念に対応し、サンゴ礁の修復を実施する際に適切な専門家が関与することの重要性を示すために、修復技術に関する助言を提供する決議が提案された。

153. 討議では以下のことが示された：

- (i) サンゴ礁が劣化している地域（例えば、津波被害を受けた国）は、被害を修復したいという願望や、かつての状況に短期的に回復することができないというフラストレーションが存在する。
- (ii) 修復と復元が適切な場合もあるが、それは、通常、ハリケーン被害や船の座礁などによる小さな範囲で被害が甚大な場合に限られる。主な懸念は、政府やその他組織に提案されている工業技術的解決策の多くが厳密な試験を受けていないことである。多くの場合、水質など他の慢性的な問題が解決され、保護対策が実施されるまでは、提示された解決策を実施することは適切でない。
- (iii) 修復技術の調査は推進されるべきはあるが、実施された電気工学手法の試験の事例では、いずれも効果は認められなかったか（例：南アフリカ、エジプト・ハガーダ）、あるいは結論に達していない（例：タイ、ヨルダン）。
- (iv) （総会では）これらのシステムの手続きに関するガイドライン策定過程への、工学技術解決策の推奨者と製造業者の関与を強く求められた。提示された決議は、関係者の協力を促進するためのものであり、議論を決裂させるためのものではないからである。

- (v) 議論が決議に反映されるよう修正するためのワーキンググループ（フランス、メキシコ、パラオを含む）が設置された。

154. 結論として ICRI 総会は：

- (i) 政府機関とその他組織に助言する決議 resolution（修正を条件とした）の採択を支持した。その助言内容は、サンゴ礁再生に工業技術解決策を販売または提案している営利的または非営利的団体からの主張は慎重に審査すること、また、場合によって環境被害を悪化させ、より効果的な手法から資金を流す結果になることもあるため、リスクを伴う可能性があり、高額で立証されていないような工業技術に投資する前に、適切な専門機関に助言を求めることである。
- (ii) 政府機関、国際機関、NGO、その他の団体に、最も効果的なサンゴ礁再生方法は、長期的な人為的攪乱（堆積物、汚染、過剰な漁業）の軽減であることを提言した。これはいずれ自然回復の仕組みを促進し、今後の攪乱に対する回復力を形成し、広範囲にわたっても効果が現れることになる。
- (iii) サンゴ礁再生に関心のあるすべての団体に、可能性のある再生技術全てに厳密な科学的・経済的調査を行うことを奨励する。
- (iv) サンゴ礁を持つ国々が直面している問題の規模に焦点を当て、提示された工業技術解決策の実用可能性を、自然回復構造と比較して評価する資料を作成することを国際サンゴ礁学会 (ISRS) および / またはサンゴ礁目標別調査 (CRTR) のサンゴ復元・改善ワーキンググループに要請する。（提案された、考え得る質問と論点の一覧表が提出文書に添付されている。）
- (v) ICRI コミュニティ全体におけるサンゴ礁復元と再生の実施経験をまとめる文書の作成に合意した。この文書は、再生作業に着手する前に検討すべき事項リストの作成に利用され得る。
- (vi) 委任事項とともに委員会の設置に合意した。委員会は次回 ICRI 総会に結果を報告することとなる。

11.7 – 海洋酸性化の推定される影響

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\) 2005/11.7](#)

- 155. 海洋の酸性化と CO₂ レベルの上昇が、海洋生物の多様性への新たな地球規模の脅威、特に、全てのタイプのサンゴを含む石灰化生物に影響を与えうる問題として、最近の議論に関する情報が提供された。
- 156. 討議において、英国は現在この問題に関して調査を行っており、その結果、炭酸塩化過程に深刻な影響を与える可能性が示唆されている。
- 157. 結論として、文書はしかるべく留意され、ノルウェーはこの問題と取り上げたことに謝意を表した。

12.0 – 小島嶼開発途上国 (SIDS) 及び島嶼生物多様性の ICRI への紹介（議題項目 12 および 13）

12.1 – 討議範囲、モーリシャス会合、ICRI/ハイレベル・サイドイベントの紹介

- 158. SIDS の経済が海洋資源に依存していることを考えると、SIDS が海洋及び生物多様性の問題を扱い続け、特に、サンゴ礁を国先的な議論の上位に取り扱うことは重要である。ICRI がその役割を担うことを確保するために、カリブ海地域、インド洋、太平洋地域の SIDS の代表が総会に出席した。
- 159. 解答が待たれるいくつかの重要な問題を以下に挙げる。
 - (i) どのように環境問題を持続可能な開発論議の主流にするか。

- (ii) どのようにして SIDS の異なる地域間で習得した知識を伝えるか。
- (iii) 中心的な人物をどのようにして関与させていくのか、また、必要な資源は何か。

13.0 – (上記参照)

14.0 –この項目は POINT 6 にて取り扱われる。

15.0 討議と結果へ戻る - 要旨を参照のこと

16.0 –10 周年にあたっての、ICRI の地球規模的展望

提出文書：[ICRI GM \(UK/Sey 3\)2005/16.1/1](#)

160.この ICRI の展望は、ICRI の成果と今後の課題について述べた 10 周年に際した声明である。そのコンセプトは、意見収集のため総会前に ICRI フォーラムに投稿された。

161. 討議において：

- i. この展望の声明は、「行動の呼びかけ」、「行動の枠組」および「新・行動の呼びかけ」の継続した妥当性を認識し、それらを補完、強化するものである。
- ii. サンゴ礁と関連する生態系（例えば海草やマングローブ）には切り離せないつながりあることを認識し、展望に完全に盛り込む必要がある
- iii. 将来のために情報を提供し、ICRI が成長とともに学び続けるために、成功と失敗したこと双方について過去 10 年の経験を認識し反映させる機会を設けることが必要である。失敗の例としては、ICRI の構築の失敗、FAO や UNDP を長期にわたり関与させることへの失敗、民間基金を関与させることへの失敗があげられる。これらの課題をどのように進めるかについて今後分析が必要である。

162. 結論として以下のことに合意した：

- (i) 事務局は、将来の ICRI の方向性へ情報を与えるため過去の事務局から助言を受け、ICRI の成功事例と失敗事例についての再考察を行う。（ノルウェーは、各団体が自身の活動効果を評価することは困難であることから、外部からの審査を提案している。）
- (ii) ICRI は引き続きサンゴ礁に焦点をあてるが、そこには関連する生態系（つまり海草藻場やマングローブなど）を含める。
- (iii) ICRI の展望 [ICRI Vision](#) は総会出席者によって合意された。

17.0 – ICRI 事務局の引継ぎ

163. 英国とセイシエルの共同議長は、事務局担当期間の成功と主催各国の相互利益を果たした互いのチームに謝意を述べた。共同議長、また、ICRI メンバーの継続した支援に謝意を述べた。

164. 日本は、2 年間の ICRI 事務局主催中におけ大きな成果に対して英国とセイシエルに対し、その 2 年間の事務局期間に達成された多大な成果について謝意を述べ、また過去の事務局各国の業績を称えた。日本は、この任務を引き継ぐことと光栄に思い、2005 年 7 月 1 日からの任務開始を楽しみにしていると述べた。

165. パラオは、生産的な会議と会議の準備に要した尽力に対し、現事務局に感謝の意を述べた。パラオは、この 10 年間 ICRI が対処してきた成果と課題を委ねられており、日本と共に成果をあげ、課題から学べるよう努めていくことに期待している。

166. 次期事務局には次の事務局へと引き継いでいく ICRI の旗と「Coco de Mer」が渡された。日本とパラオは、ICRI の活動を象徴し、活動継続の願いと期待を込めて、両国からの記念品を現事務局に贈呈した。

18.0 – その他の業務

167. スリランカから提出されたレポートに緊急な注目が集められた。レポートによると、スリランカの状況は悪化しており、和平と内戦の減少が資源の未規制な開発を促進し、過去数年にその悪化状況が加速されたように見受けられる。会議は、状況の深刻さについて高度な懸案をもって、このレポートをしかるべく留意した。スリランカは次の総会に出席し、より詳細を報告することが望まれた。提出文書：スリランカ・レポート(www.icriforum.org)

168. 事務局は、次期総会までのコミュニケーション及び ICRI に関する情報を探す手段として ICRI フォーラムを十分に活用するよう、再度出席者に促した。

閉会

169. 共同議長は ICRI 総会を代表して、エルピナ・ペイエットをはじめとするセイシエルの組織委員会の歓待と優れた事前準備に対し、真摯なる謝意を表明した。また、ICRI 事務局の運営サポートを担う UNEP-WCMC の貢献、ICRI フォーラムの管理者、発展的かつ積極的な会議の場に出席した ICRI メンバーに対し、多くの重大な難題について実り多い対話が実現できたことに謝意を表明した。これらの討議は、引き続き ICRI フォーラム次回 ICRI 総会において行われることが望まれると述べた。

170. 本会議は、特別委員会とそのコーディネーターによって議論・調整された各テーマや課題を承認した。

171. 本会議における共同議長の効果的かつ能率的な司会によって、発達段階の討議を目標に至らすことができたと評価された。

172. 本会議は、多くの ICRI 会員の参加を実現させた英国からの資金援助に感謝した。

173. 会議概要の記録は、合意された決議に従って作成・回覧される。